

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）（第二条関係）	2
○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第三条関係）	3
○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第四条関係）	6
○ ※道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百三十八号）による改正後	
○ 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）（第五条関係）	8
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第六条関係）	9
○ ※中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和二年政令第二百八十六号）による改正後	

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）            第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十七第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）            第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

○ 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 法第二十条第二号の規定による権限</p> <p>十五 三十四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（有償旅客運送の禁止等に関する権限の委任）</p> <p>第五条 法第八十三条ただし書の規定による許可、法第八十四条第一項の規定による命令及び法第九十一条の二第一項の規定による通知は、地方運輸局長に委任する。</p> <p>二（略）</p>	<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四 三十三（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（有償旅客運送の禁止等に関する権限の委任）</p> <p>第五条 法第八十三条ただし書の規定による許可及び法第八十四条第一項の規定による命令は、地方運輸局長に委任する。</p> <p>二（略）</p>

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

（略）	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
（略）	（略）	（略）	（略）

2 法第二条第十七号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。

一 三 （略）

（主務大臣）

第五条 （略）

2 法第四条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十六号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

（略）	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
（略）	（略）	（略）	（略）

2 法第二条第十六号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。

一 三 （略）

（主務大臣）

第五条 （略）

2 法第四条第一項並びに第四項及び第八項（これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一・二 (略)

3 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第四項(法第五条第四項において準用する場合を含む。)、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合において、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第七条 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第八項、第九項及び第十二項(これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。)並びに第五条第三項の規定による国土交通大臣の権限(いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの)に限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。)並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限(当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)は、当該区域を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任する。

2 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第八項(法第五条第四項において準用する場合を含む。))の規定による国土交通大臣の権限(いずれも一の地方整備

一・二 (略)

3 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第四項(法第五条第三項において準用する場合を含む。)、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合において、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第七条 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第七項(法第五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の規定による国土交通大臣の権限(いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの)に限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。)並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限(当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)は、当該区域を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任する。

2 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第七項の規定による国土交通大臣の権限(いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施

局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもののうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四十一条及び第十三項（これらの規定を法第五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四條第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四條第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

される流通業務総合効率化事業に係るもののうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四條第九項及び第十項（これらの規定を法第五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四條第一項、第四項及び第八項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四條第一項、第四項及び第八項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第四条関係）

※道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百三十八号）による改正後

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略）</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略）</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略）</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略）</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略）</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略）</p>
<p>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二十第七項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>

(略)	第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)
(略)	
(略)	

(略)	十七条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)
(略)	
(略)	



○ 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十一号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項</p>	<p>附 則</p> <p>8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第六条関係）  
 ※中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に  
 関する政令（令和二年政令第二百八十六号）による改正後

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）            第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。            一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業            イ（略）            ロ（略）            ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）<u>第二条第十七号</u>に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの            二～四（略）            2～5（略）</p>	<p>（業務の範囲等）            第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。            一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業            イ（略）            ロ（略）            ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）<u>第二条第十六号</u>に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの            二～四（略）            2～5（略）</p>